

# 地域計画の策定について

## 坂戸市の地域農業の将来について考えましょう

そもそも地域計画ってなに？

**地域計画とは、地域の農業者の皆様と協議し、作り上げる地域農業の将来図です。**

この将来図は地域農業の将来の在り方の計画書と農地の一筆の耕作者を明確化した目標地図を合わせた計画のことです。

令和5年度の農業経営基盤強化促進法の改正により、地域に設置が義務づけられました。

### 地域の人はどういうことを協議するの？

**地域ごとの現状を確認し、将来(おおむね10年後)、誰がどのように(計画)、どの農地(目標地図)を耕作するか話し合います。**

(話し合い後に作成した目標地図イメージ)

(現況地図)



(10年後の目標地図)



例

Aさん 担い手として

農地を集積したい。

B法人 担い手として

農地を集積したい。

Cさん 農地を一部貸

し出したい

Dさん 農地を貸し出

し引退したい

### 今後の予定

- ① 坂戸市農業委員会より、地域計画する地区の農地を所有又は耕作する方に意向調査を実施します。
- ② 地域の皆さんで協議(話し合い)を実施し、目標地図と計画を併せた「地域計画」を作成します。
- ③ 地域の皆さんと作成した「地域計画」を市が公表します。
- ④ 地域計画に記載された地区の農地や担い手を国や市が補助事業等で支援をします。

【問合せ先】 坂戸市役所 環境産業部農業振興課 電話 049-283-1331